

入札監理小委員会における審議結果報告
「現場技術業務」（農林水産省、内閣府）及び「発注者支援業務」（国土交通省）

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

（1）事業の概要

○ 事業概要

本業務は、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の国営土地改良事業等における工事の設計及び監督等並びに事業実施に関する補助的作業を行う現場技術業務（以下、「現場技術業務」という。）と、国土交通省北海道開発局における国営土地改良事業等に関する工事実施の監督補助を行うことによる当該工事の円滑な履行及び品質確保を図る発注者支援業務（監督支援業務）（以下、「発注者支援業務」という。）から構成される。

○ 事業期間

市場化テスト5期目。事業開始は令和7年4月1日であり、業務量等を勘案し、事務所ごとに「現場技術業務」は2年～3年の契約、「発注者支援業務」については単年の契約を予定している。

○ 事業の目的

業務発注担当部署（地方農政局、開発建設部、事業所等）ごとに発注される農林水産省所管の国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする。

（2）事業選定の経緯

- 「公共サービス改革基本方針」（令和元年7月9日閣議決定）に沿って、行政事業レビュー等の公表資料において競争性等に問題があると思われる契約のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれる事業について、各府省等へ市場化テストの実施を呼びかけた結果、自主選定となったもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

（1）第2期事業評価における評価及び方針について

令和6年6月21日に実施した令和4年度評価審議にて、本事業については、これまで4期の民間競争入札を通して、競争性の確保の取組における改善が見られないことから、次回の評価において、事業の総括的な評価を行い、市場化テスト

の終了の可否も含めた結論を得ることとしており、以下の３点について検討することとなった。

- ・ 令和６年度に実施するアンケートや市場調査等の対象者及び内容を決定する際には、これまでの競争性改善の取組の実施結果を考慮した上で検討すること。
- ・ アンケートの回答結果に基づき、１者応札率が減少しない理由について分析を行い、その分析結果を踏まえて、競争性改善に向けた取組を検討すること。
- ・ 業務内容の明確化や情報共有のためのシステムの活用やWeb会議システムでの打合せ等のデジタル技術を活用した事業実施方法等を本事業の目的・理念に沿う範囲内で、検討すること。

(2) 対応について

令和６年９月、アンケート調査及びヒアリングを実施。

３. これまでの委員会からの指摘を踏まえた対応について

(１) 現場技術業務

【論点１】

第４期の契約に当たり１者応札となっている地域において、競争性の改善が難しい等、参入障壁となっている地域の実情をヒアリング等により把握すること。

【対応１】

事業者へのヒアリング及び１者応札が多かった地域の民間事業者へのアンケート結果から、配置できる技術者の確保が困難なことや、地域によって技術者数が少ないなどの現状について把握した。

そのため技術者が不足している地域でも新規事業者等が参入し易くなるよう、デジタル技術の活用、監督支援型については実施要項の入札参加資格に関する事項に設計共同体を認めることとした。（資料３－２－１ P17/90、P25/90）

【論点２】

デジタル技術の活用について、情報共有システムの利用、Web会議の導入等、具体的な事例を実施要項に記載すること。

【対応２】

事業者へのヒアリング等を踏まえて、履行状況の報告やスケジュール管理等について、「工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和３年９月７日付け３農振第1453号）」の別紙に基づく情報共有システムを活用することを実施要項に記載した。（資料３－２－１ P6/90）

また、設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等について、業務発注

担当部署と民間事業者とが協議の上、テレワークにより業務を実施することができることを実施要項に記載した。（資料 3-2-1 P35/90）

【論点 3】

資格要件について、業務内容と資格要件が見合っているのか検討すること。

【対応 3】

事業者へのヒアリング等を踏まえて、要件緩和のため、監督支援型について、現場技術員の資格に「技術士補（農業部門）」を追加し、要件を緩和した。（資料 3-2-1 P20/91）

また、新規事業者等が参入し易くなるよう、実施要項の入札参加資格に関する事項に監督支援型についても設計共同体を認めることとした。（資料 3-2-1 P17/90、P25/90）

【論点 4】

パブコメで出された「入札公告時期が遅いため、人材確保が難しい。」との意見に対し、入札公告時期の早期化を検討すること。

【対応 4】

実施要項の公告時期（令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月中旬）の変更は行わないが、昨年の公告時期（令和 6 年 1 月上旬）から可能な限り令和 6 年 12 月中に公告することで早期化を図るよう地方農政局等へ指導していく。

事業者が人材確保に向けて検討できるように、実施要項確定後、協会等との意見交換会等を通じて事業者へ、令和 7 年度の発注方式、参加要件、業務内容など、広く業務内容の情報提供に努めることとする。

（2）発注者支援業務

【論点 1】

第 4 期の契約に当たり 1 者応札となっている地域において、競争性の改善が難しい等、参入障壁となっている地域の実情をヒアリング等により把握すること。

【対応 1】

事業者へのヒアリング等を行った結果、限られた人材を各現場に配置するに当たり、居住可能な物件が限られている、商店、病院が近くにない等の理由から配置が難しい地域があることを把握した。新規事業者等が参入し易くなるよう、デジタル技術の活用を追加した。（資料 3-2-2 P6/58、P25/58）

【論点 2】

デジタル技術の活用について、情報共有システムの利用、Web 会議の導入

等、具体的な事例を実施要項に記載すること。

【対応 2】

事業者へのヒアリング等を踏まえて、履行状況の報告やスケジュール管理等について、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」（令和 6 年 3 月）に基づく情報共有システムを活用することを実施要項に記載した。（資料 3-2-2 P6/58）

また、請負工事の契約の履行に必要な資料作成等について業務発注担当部署と民間事業者とが協議の上、テレワークにより業務を実施することができることを実施要項に記載した。（資料 3-2-2 P25/58）

【論点 3】

資格要件について、業務内容と資格要件が見合っているのか検討すること。

【対応 3】

事業者へのヒアリング等を踏まえて、要件緩和のため、管理技術者及び担当技術者の資格に畑地かんがい技士および農業水利施設補修工事品質管理士の資格を追加し、要件を緩和した。（資料 3-2-2 P13/58、P15/58）

【論点 4】

パブコメで出された「入札公告時期が遅いため、人材確保が難しい。」との意見に対し、入札公告時期の早期化を検討すること。

【対応 4】

実施要項の公告時期（令和 6 年 12 月下旬～令和 7 年 1 月上旬）の変更は行わないが、昨年の公告時期（令和 6 年 1 月上旬）から可能な限り令和 6 年 12 月中に公告することで早期化を図るよう努める。

事業者が人材確保に向けて検討できるように、実施要項確定後、事業者への説明会を行い、令和 7 年度の発注方式、参加要件、業務内容など、広く業務内容の情報提供に努めることとする。

4. その他の修正変更について

（1）現場技術業務

- 他の建設コンサルタント等に再委託する場合に、再委託してはならない業務の主たる部分がわかるよう具体的な業務内容を追加。（資料 3-2-1 P25/90）
- 地方農政局等が行う建設コンサルタント業務等の評価基準の見直しに伴い、総合評価落札方式の技術提案書の評価基準の採点方法（設計共同体の評価方法、災害指定に基づかない活動実績、表彰対象等）を変更。（資料 3-2-1 P24/90、P25/90、P32/90、P50/90、P82/90）

○ 時点・字句を修正

(2) 発注者支援業務

○ 時点・字句を修正

5. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

業務内容の箇所に記載のある情報システムの活用を追記した箇所であるが、「受注者」の記載について、同じページに「発注者と民間事業者が連携」の記載もあり、同じ主体なのに表現が違うのは分かりにくいので、受注者の前に「本業務の」を追記するのは良いのではないか。

また、業務内容の箇所で情報システムの活用の追記は、分りにくいため、もう少し記載箇所の工夫があると良いのではないか。

【対応 1】

本業務の受注者に変更をし、「現場技術業務」の情報共有システムの活用に関する記載は、(2) 業務内容の最終行に変更。(資料 3-2-1 P6/90、資料 3-2-2 P6/58)

【論点 2】

配置予定の技術者の資格要件について、技術士と実務経験のみなど混在しているが、例えば技術士など高い資格を出したとって総合評価で有利にするのは止めるべきである。そうしないと高い資格者を有している業者が落札してしまう。

【対応 2】

配置予定の技術者の資格要件については、技術士を含む複数の資格のうちいずれか有する者等としており、現場技術業務の現場技術員（発注者支援業務では、担当技術者）においては、資格要件の有無を確認しているが、評価については、差をつけていない。

一方、管理技術者においては、現場技術業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うことから、管理技術者の能力と経験が業務の品質に影響を及ぼすため、評価については、差をつけている。

【論点 3】

1 者応札の状況について、1 者が続いているのは、同じ業者が続いているのか又は、別の業者となっているのか。

【対応 3】

市場化テスト 1 期目から 4 期目（令和 3～6 年度）で 1 者応札であった 40 件

の応札状況において、農政局管内で同じ業者が1者応札を続けている契約は27件（令和3年度23件、令和4年度1件、令和5年度1件、令和6年度2件）となっている。

なお、毎年発注する事務所が異なるため、同じ業者が別の事務所で1者応札を継続する場合がある

6. パブリック・コメントの対応について

令和6年10月 4 日から 10 月 17 日までパブリック・コメントを行った結果、6 者から計22件の意見が寄せられ、実施要項案の一部文言修正を12件行った。

－以上－